

# 令和2年度 第17回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年11月26日(木) 午後3時15分から3時45分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

## 三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也  
委員 上田 博久  
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久  
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子  
係長 毎野 卓実 係長 足立 陽子  
係長 高多 孝典

※新型コロナウイルスの感染防止の観点から、事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて隣室(執務室)から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

## 四 議 題

- 議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について  
議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について(期末勤勉手当関係)  
議案第3号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 大学卒業程度(追加募集:畜産))の実施について  
議案第4号 選考により採用する職に係る承認について(医療技術職)  
報告第1号 鳥取県職員採用試験(令和3年4月採用予定 高校卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について

## 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第4号は公開、報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

### ◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説 明】

#### ◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

##### 1 条例の設定理由

人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告に鑑み、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合等の改定を行う。

##### 2 条例の概要

##### (1) 職員の給与に関する条例の一部改正(人事委員会勧告どおりの改定)

ア 令和2年12月期の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き下げる。

区分	期末手当	勤勉手当	計
----	------	------	---

	R2. 6 月	R2. 12 月	R2. 6 月	R2. 12 月	
改正案	1. 215 月	1. 215 月	0. 81 月	0. 76 月	年 4. 00 月
現 行	1. 215 月	1. 215 月	0. 81 月	0. 81 月	年 4. 05 月

※一般職の場合

- イ 令和3年度の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き下げる。  
 (※6月期、12月期それぞれ0.025月分引き下げる。)

区分	期末手当		勤勉手当		計
	R3. 6 月	R3. 12 月	R3. 6 月	R3. 12 月	
改正案	1. 215 月	1. 215 月	0. 785 月	0. 785 月	年 4. 00 月
現 行	1. 215 月	1. 215 月	0. 81 月	0. 81 月	年 4. 05 月

※一般職の場合

- (2) (1)の改定に準じ、次の条例について所要の改正を行う。(人事委員会勧告どおりの改定)
- ア 任期付研究員の採用等に関する条例 (年 3. 05 月→3. 00 月)
- イ 任期付職員の採用等に関する条例 (年 3. 05 月→3. 00 月)
- (3) 施行期日等
- ア (1)アは公布日から施行する。
- イ (1)イは令和3年4月1日から施行する。

### 3 条例案に対する当委員会の判断 (案)

令和2年11月26日付鳥取県議第219号で鳥取県議会議長から意見を求められた条例案については、本委員会勧告に沿うものであり、異議はない。

### ◇議案第2号

人事委員会規則等の一部改正(期末勤勉手当関係)について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

次のとおり規則及び定めの一部を改正する。

#### 1 改正する規則等の名称

##### (1) 規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)

##### (2) 定め

期末手当及び勤勉手当の運用について(昭和41年2月1日発鳥人委第12号)

#### 2 概要

##### (1) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

人事委員会勧告により勤勉手当の支給月数が引下げ(△0.05月分(R3.4~:△0.025月)年間1.62月分→1.57月分)となることを踏まえ、勤勉手当の成績率を改正する。

#### 【令和2年12月期】

根拠	成績区分	成績率の範囲の改定方針	《参考》一般職員の場合		
			現行①	R2. 12 ②	差(②-①)

規 則	特に 優秀	・上限は勤勉手当の支給月数の2倍とする。 ・下限は「良好（標準）」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	1.62 以下 0.955 以上	1.52 以下 0.905 以上	△0.1 △0.05
	優秀	・「良好（標準）」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	0.955 未 満 0.88 以上	0.905 未 満 0.83 以上	△0.05 △0.05
	良好 （標 準）	・勤勉手当の支給月数と同様に引き下げる。 (△0.05 月)	0.795	0.745	△0.05
	良好 でない	・「良好（標準）」の成績率未満となるよう設定する。	0.795 未 満	0.745 未 満	△0.05
通 知	戒告	・全体をR1 勧告前の基準に戻すという観点から、改定を行わない。（R1 勧告時、引上げ改定が行われなかった。）	0.545 以 下	0.545 以 下	0
	減給		0.435 以 下	0.435 以 下	0
	停職		0.325 以 下	0.325 以 下	0

【令和3年度以降】

根 拠	成 績 区 分	成 績 率 の 範 囲 の 改 定 方 針	《参考》一般職員の場合		
			現 行 ①	R3～ ②	差（② - ①）
規 則	特に 優秀	・上限は勤勉手当の支給月数の2倍とする。 ・下限は「良好（標準）」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	1.62 以下 0.955 以上	1.57 以下 0.93 以上	△0.05 △0.025
	優秀	・「良好（標準）」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	0.955 未 満 0.88 以上	0.93 未 満 0.855 以 上	△0.025 △0.025
	良好 （標 準）	・勤勉手当の支給月数と同様に引き下げる。 (△0.025 月)	0.795	0.77	△0.025
	良好 でない	・「良好（標準）」の成績率未満となるよう設定する。	0.795 未 満	0.77 未 満	△0.025
通 知	戒告	・全体をR1 勧告前の基準に戻すという観点から、改定を行わない。（R1 勧告時、引上げ改定が行われなかった。）	0.545 以 下	0.545 以 下	0
	減給		0.435 以 下	0.435 以 下	0
	停職		0.325 以 下	0.325 以 下	0

- (2) 期末手当及び勤勉手当の運用について  
勤勉手当の支給月数の引下げに伴う改正を行うもの。

3 施行日

- ・条例施行日令和2年11月30日（令和2年12月期分）
- ・令和3年4月1日（令和3年度以降分）

◇議案第3号

鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：畜産））の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

職 種	採用予定者数
畜 産	2名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

- ① 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人
- ② 平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和3年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

イ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就労に制限のない在留資格を取得しているか、令和3年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。

(3) 試験日程

受付期間	12月9日（水）午前9時～1月15日（金）午後5時 （原則インターネットで申込）
試験日	1月30日（土）、1月31日（日）
試験会場	鳥取県庁第2庁舎会議室
試験種目	教養試験、専門試験、論文試験、適性検査、人物試験（個別面接）
採用候補者発表	2月中旬（予定）

(注1) 全受験者に対して各試験種目を実施するが、教養試験と専門試験にそれぞれ一定の基準を設け、それぞれの基準を満たした者についてのみ、論文試験、適性検査及び人物試験の評価等を行う。また、採用候補者は論文試験と人物試験の得点を合計した得点の高い順に決定する。

(注2) 新型コロナウイルス感染状況によっては、内容を変更する場合がある。

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。

【質疑等】

委員：試験が2日間になっているが、1日目の試験で結果がその日のうちに出るということか。普通なら1次試験を合格した人しか面接しないが、今回は全員するということか。

事務局：人物試験は全員に対して行うが、教養と専門に一定の基準を設けて、それを上回る人だけ面接試験の評価（採点）をするということ。

委員：受験生にとっては、2日間で全ての試験を受けるということか。

事務局：そのとおり。一定の基準があるということは予め周知しておく。

◇議案第4号

選考により採用する職（医療技術職）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

## 1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
視能訓練士	1名程度	・県立中央病院におけるロービジョン外来の新規開設に向けた体制整備のため。

## 2 採用予定日

令和3年4月1日

## 3 能力実証の方法

病院局において選考を実施。

### (1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）により合格者を選考。

### (2) 受験資格

#### ○年齢

昭和36年4月2日以降に生まれた者

#### ○資格・免許

視能訓練士法（昭和46年法律第64号）に規定する視能訓練士免許を有する者又は令和3年4月30日までに同免許を取得する見込みの者

### (3) 試験実施スケジュール（予定）

12月1日（火） 募集開始

1月8日（金） 募集締切

1月23日（土） 試験日

2月8日（月） 合格発表

## 4 人事委員会の判断

当該職については、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

## ◇報告第1号

鳥取県職員採用試験（令和3年4月採用予定 高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

## 六 次回人事委員会の開催

令和2年12月14（月）午前9時40分から開催することとした。